

市民利用3施設に関する連携・協力の提案（概要）
（道と札幌市との行政推進に関する連携協力会議が設置したWG会議での検討結果）

■ 道立市民活動促進センター／札幌市市民活動サポートセンター

市民活動支援のネットワーク強化

現

〈中間支援組織と道・市センターの位置付け〉

道内約600の市民活動団体を支援している23の中間支援組織に関する情報収集、発信などは、道センターが担っている。

市センターは、市内約200の市民活動団体を支援する中間支援組織の一つとして連携強化に協力している関係にある。

状

〈NPO法人への支援〉

札幌市は、市内のみに所在するNPO法人を所管し、道は、これらを除く道内のNPO法人を所管しているため、支援対象が異なる。この他の市民活動団体も活動範囲により支援対象が異なる。



提

● 相談業務での連携協力

両センターで、NPO法人の運営問題等の困難事例検討会を設けることにより、情報共有による相互のスキルアップを図り、特に、道センターは、道内の中間支援組織への支援強化につなげる。

● NPO法人向け各種研修、セミナー等での連携協力

NPO法人向け事業の実施に当たり、実施時期や内容について情報共有を行い、特に、市センターは、道センターが蓄積してきたNPO法人向けの研修や相談支援に関するノウハウを活用し、市内のNPO法人への支援強化を図る。

案

■ 道立女性プラザ／札幌市男女共同参画センター

利用者の選択肢の拡大による利用促進

現

〈施設、事業の特徴〉

市施設は、工芸、料理、健康スタジオ、託児室等も備えた貸室が充実しており、女性のための起業支援講座などが特徴。

道施設は、オープンスペースや図書コーナーが充実し、札幌市近郊、道内一円で活動する団体を広く対象とした事業を実施しており、団体間ネットワークに強み。

状

〈相談事業〉

両施設とも、女性弁護士による相談事業を実施しており、増加する市内の利用者のニーズに対応。



提

● 相互PRによる連携協力

各々のHPで、相互の施設や事業を紹介する工夫を行い、両施設の利用者にPRする。

相互のサービスや事業の習熟に努め、双方の案内窓口で、利用者ニーズに応じた事業紹介を積極的に実施。事業案内チラシ等の相互配架、利用団体の活動紹介コーナーの相互設置も行う。

案

● 相談事業での連携協力

両者の相談事業が一覧できる案内方法を各々が工夫し、利便性を向上。予約や予約変更時に、効果的な運用のための連携を図る。

■ 道立消費生活センター／札幌市消費者センター

共有情報を活用し、全道へ発信

現

〈関係法での相談業務の位置付け〉

国、都道府県、市町村が各々の立場での消費者相談に対応。道が担う広域的見地からの相談への対応の区別などは、相談実態から困難。

状

〈相談業務の現状〉

市センターへの相談件数は、市全体の8割以上に達し、豊富な相談対応ノウハウを蓄積しており、道センターへの依存関係にはない。

一方、道センターにおける札幌市民への相談対応によるノウハウ蓄積は、全道の消費者や市町村への相談対応支援には不可欠。



提

● 消費生活相談業務での連携協力

悪質業者の新手の手口等が発生した場合は、速やかに、情報を交換し、両センターでの消費者の苦情相談や事業者に対するあっせん等に活用。

特に、道センターは、速やかに、全道の消費生活相談窓口（市町村）に情報提供し道内の消費者被害防止に努める。

案

● 消費者啓発での連携協力

札幌市内で行う消費者向けの啓発や講座等は、消費者センター担当者間で事前に情報を交換し、相互に、連携・協力して実施する（4者会議で調整、共催事業やPRの実施）。